

札幌市告示第 1291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

- 1 指定管理者の名称
第 2 期札幌山口斎場運営株式会社
- 2 管理を行う施設の名称及び所在地
名 称 札幌市山口斎場
所在地 札幌市手稲区手稲山口
- 3 管理を行う期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 運営業務
 - (2) 維持管理業務
 - (3) 火葬炉運営業務
 - (4) 火葬炉維持管理業務
- 5 使用料金に関する事項
札幌市火葬場条例第 3 条に基づき使用料を徴収する。